

○ 香川県警察安全相談員の運用について

(令和 7 年 3 月 19 日付け香生企第 134 号)

香川県警察安全相談員の運用については、「香川県警察安全相談員運用要綱の制定について」（平成 31 年 3 月 22 日付け香生企第 154 号。以下「旧通達」という。）によって示達した「香川県警察安全相談員運用要綱」に基づき運用しているところであるが、この度、内容の一部を見直し、別添のとおり定めることとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、本通達の実施に伴い、旧通達は廃止する。

別添

香川県警察安全相談員運用要綱

第1 制定の趣旨

この要綱は、香川県警察安全相談員（以下「警察安全相談員」という。）の運用を適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

第2 警察安全相談員の責務

警察安全相談員は、相談を真摯に受け止め、助言、指導、関係機関等との連絡調整等を行うことにより、犯罪等による被害の未然防止その他県民の安全と平穏の確保に資することをその責務とする。また、警察安全相談員は、常に、人格識見の向上並びに職務の遂行に必要な知識及び技術の習に努めるものとする。

第3 警察安全相談員の任命

警察安全相談員は、警察活動について知識及び経験を有する者又はその能力がこれに準ずると認められるものであって、次に掲げる要件を満たしているもののうちから、本部長が非常勤の職員として任命する。

- (1) 人格及び行動について、社会的信望を有すること。
- (2) 職務の遂行に必要な熱意及び時間的余裕を有すること。
- (3) 健康で活動力を有すること。

第4 警察安全相談員の任命方法

警察安全相談員の任命は、書面を交付して行うものとする。

第5 警察安全相談員の活動

警察安全相談員は、本部広聴・被害者支援課又は署において、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 相談の受理及びその解決のための助言、指導等に関すること。
- (2) 相談の取扱状況の統計に関すること。
- (3) 相談の広報に関すること。
- (4) 相談に係る関係機関、団体等との連絡調整に関すること。
- (5) その他相談に関し、本部長が必要と認めるもの。

第6 活動上の遵守事項

警察安全相談員は、その活動を行うに当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 職務上知り得た秘密を漏らさないこと。その職を退いた後も、また、同様とする。
- (2) 関係者の正当な権利及び自由を害することのないように留意すること。
- (3) その地位を政党又は政治的目的のために利用しないこと。

第7 身分証明書

- 1 警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、その身分を示す証明書を携帯し、相談者等から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

第8 指導教養

本部長は、警察安全相談員を任命したときは、当該警察安全相談員に対し、その職務に関し必要な知識及び技術について指導教養を行うものとする。

第9 指揮監督等

警察安全相談員に関する事務は、本部生活安全企画課が統括して行い、警察安全相談員は、その活動を行うに当たっては、その所属する本部広聴・被害者支援課長又は署長の指揮監督を受けるものとする。

別記様式（第7関係）

（表）

第 号	
香川県警察安全相談員の証	
写真	氏名
香川県警察本部長 印	

5.5センチメートル

8.5センチメートル

（裏）

注意事項
1 警察安全相談活動に従事するときは、 本証を必ず携帯し、相談者等から請求が あったときは、提示すること。
2 本証を他人に貸与し、又は譲渡しない こと。
3 本証を忘失し、又は汚損したときは、 直ちに所属長に届け、再交付の申請をす ること。